

保険年金課

保険年金課は、東海北陸厚生局管内における全国健康保険協会支部、健康保険組合、厚生年金基金、確定給付企業年金及び確定拠出年金（企業型）に対する指導監督や認可・承認等に関する業務を行っています。

1. 全国健康保険協会に係る業務について

(1) 概要

健康保険制度は、相互扶助の精神のもとに、疾病・負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

全国健康保険協会は、主に中小企業で働く従業員やその家族を加入者とする健康保険事業を運営しています。

東海北陸厚生局では、健康保険法に基づき全国健康保険協会に係る申請書（滞納処分及び全国健康保険協会が行う立入検査）の認可、報告の徴収及び実地監査（立入検査）を行っています。

(2) 対象（令和2年3月31日現在）

全国健康保険協会支部数 …… 6支部

(3) 実績

ア. 認可申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
滞納処分の認可	0	0	0
立入検査の認可	10	6	5

イ. 実地監査（立入検査）件数

（単位：支部）

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実地監査（立入検査）	2	2	2

ウ. 令和元年度立入検査結果内訳（実施数：2支部）

（単位：支部）

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
組織の全般に関する事項	0	2
会計事務に関する事項	0	2
健康保険業務に関する事項	0	2
個人情報保護に関する事項	0	2
医療費適正化に関する事項	0	2

2. 健康保険組合に係る業務について

（1）概要

健康保険組合は、厚生労働大臣の認可を受けて単独の企業や同業種の複数の企業が共同で設立し、健康保険事業を運営する公法人です。

東海北陸厚生局では、健康保険法に基づき健康保険組合に係る規約変更申請書等の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の業務及び実地監査を行っています。

（2）対象（令和2年3月31日現在）

健康保険組合数 …… 178組合

（3）実績

ア. 認可申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
規約変更申請書等の認可	191	207	202
規約変更届出書等の受理	1,091	775	765
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	2,124	2,657	2,678
公法人証明・印鑑証明	425	474	414

イ. 実地監査件数

（単位：組合）

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実地監査	36	36	36

ウ. 令和元年度実地監査結果内訳（実施数：36組合）

（単位：組合）

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
財政状況に関する事項	0	36
経理事務に関する事項	36	0
適用・給付事務に関する事項	16	20
保健事業に関する事項	13	23
医療費適正化対策に関する事項	17	19
個人情報保護に関する事項	34	2
事業運営に関する事項	35	1
その他	9	27

3. 厚生年金基金に係る業務について

（1）概要

厚生年金基金は、企業の事業主が厚生労働大臣の認可を受けて母体企業とは別の法人格を持った公法人である厚生年金基金を設立し、国の老齢厚生年金の一部を代行するとともに、独自の上乗せ給付を併せて支給することにより、加入員の老後における生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度です。

東海北陸厚生局では、厚生年金保険法に基づき厚生年金基金に係る規約変更申請書等の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の業務及び実地監査を行っています。

（2）対象（令和2年3月31日現在）

厚生年金基金数 …… 0基金

注）他に清算結了前の解散厚生年金基金 …… 6基金

(3) 実績

○認可申請書等の処理件数

(単位：件)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
規約変更認可申請書等の認可	5	1	0
規約変更届出書の受理	41	1	0
厚生労働大臣への提出書類 の受理・回付	129	159	56
公法人証明・印鑑証明	73	41	19
解散又は他制度へ移行	7	3	0

(一〇メモ) ～厚生年金基金制度の見直し～

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）により、厚生年金基金制度が次のとおり見直しがされ、平成26年4月1日から施行されました。

- (1) 施行日以降は厚生年金基金の新設は認めない。
- (2) 施行日から5年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- (3) 施行日から5年以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる。
- (4) 上乗せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。

4. 国民年金基金に係る業務について

(1) 概要

国民年金基金は、厚生大臣（当時）の認可を受けた公的な法人で、「全国国民年金基金」と3つの職種別に設立された「職能型国民年金基金」の2種類があります。国民年金基金は、自営業者等の方々に老齢基礎年金に上乗せする給付を支給する制度です。

(2) 対象（令和2年3月31日現在）

全国国民年金基金支部数……………6支部

(3) 実績

ア. 認可申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
規約変更申請書の認可	11	4	0
規約変更届出書の受理	23	5	0
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	36	30	0
公法人証明・印鑑証明	6	9	0

イ. 実地監査件数

（単位：基金）

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実地監査	2	2	0

※ 各都道府県に設立されていた、地域型国民年金基金は、平成31年4月に合併し、全国国民年金基金が設立されました。

5. 確定給付企業年金に係る業務について

(1) 概要

確定給付企業年金は、労使合意の年金規約に基づき、事業主と信託会社や生命保険会社等とが契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「規約型」と母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資産を管理運用し、年金給付を行う「基金型」があります。

東海北陸厚生局では、確定給付企業年金法に基づく規約認可（承認）申請書及び規約変更申請書の認可（承認）、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明及び印鑑証明等の業務及び監査を行っています。

(2) 対象（令和2年3月31日現在）

確定給付企業年金数 1,694企業年金

- ① 規約型 … 1,594規約
- ② 基金型 … 100基金

(3) 実績

ア. 認可申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
規約（変更）認可申請書等の認可（承認）	233	262	233
規約変更届出書の受理	548	588	615
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	1,810	1,755	1,719
公法人証明・印鑑証明	69	77	99

イ. 監査件数

（単位：企業年金）

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
書面監査	136	136	136
実地監査	12	12	12

ウ. 令和元年度監査結果内訳（実施数：148企業年金）

（単位：企業年金）

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
適用状況に関する事項	21	127
加入者に関する事項	16	132
年金給付に関する事項	6	142
掛金に関する事項	5	143
財務及び会計に関する事項	9	139
業務概況の周知に関する事項	8	140
資産運用に関する事項	3	145
代議員、理事及び監事に関する事項	12	136
福祉事業に関する事項	0	148
個人情報の保護に関する事項	17	131
その他	3	145

6. 確定拠出年金（企業型）に係る業務について

（1）概要

確定拠出年金は、事業主又は加入者が拠出した掛金を加入者が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受けることができるようにする制度で、厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独又は共同して実施する「企業型」と国民年金基金連合会が実施する「個人型」があります。

東海北陸厚生局では、確定拠出年金法に基づく規約承認（変更）申請書の承認、規約変更届出書等の受理等の業務を行っています。

（2）対象（令和2年3月31日現在）

確定拠出年金（企業型）規約数 …… 781 規約

（3）実績

○承認申請書等の処理件数

（単位：件）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
規約変更承認申請書等の承認	245	368	261
規約変更届出書の受理	57	87	76